

1 補助対象事業

(1) 宿泊・観光施設の高付加価値化事業

- ・高付加価値化事業とは、事業前後で比較して宿泊・観光施設の収益力が向上する取組を指します。
- ・新しい取組又は既存取組の磨き上げを行う事業が対象となります。
- ・次年度以降も継続して取り組める事業であることが必要です。
(今年度のみ実施することを前提とした取組は不可)

<取組例>

- ・佐賀県産の器と食材をマッチング、ストーリー化した高価格滞在プランの造成
- ・新たに関心の高まっているニーズを取り入れた入場プランを設定 など

2 補助対象経費

新たな価値を付加するために必要な経費のうち下記に係るもの。

ただし、モニター費、職員研修費、広報費のみの申請は不可とする。

- ・アドバイザー招聘費
- ・初期費用 (備品購入費等)
※工事を伴う施設改修は、ハードで申請
- ・モニター費
- ・職員研修費
- ・広報費

<対象外経費>

- ・通常の運営、実施に係るランニングコストのほか次年度以降において継続して実施する際に発生する経費 (消耗品費、食材費など)

3 補助率

(1) 補助額

補助対象経費に 3/4 を乗じた額 (千円未満の端数は切捨)

(2) 補助上限額

200 万円 (補助対象経費が 267 万円を超える場合の補助額は 200 万円)